

令和 9 年から令和 11 年までにおける島根県職員の出張に係る 旅行チケット取扱旅行者登録資格審査のお知らせ

島根県では、平成 24 年 1 月より出張に係る旅行チケット等の手配について、事前に登録していただいた旅行者の中から職員が選択し電子情報により発注を行っています。

令和 9 年から令和 11 年までの期間において登録を希望される旅行者の方は、資格審査が必要となりますので、下記により申請の手続きをおこなってください。

なお、現在登録されている旅行者の方も新たに申請が必要です。

1. 申請受付期間

【定期審査分】

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 20 日（火）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜・日曜日及び国民の祝日を除く）

郵送の場合は、10 月 20 日午後 5 時必着のこと

【随時審査分】

令和 9 年 1 月 4 日（月）以降随時

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜・日曜日及び国民の祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除く）

2. 申請受付窓口

〒690-0887

島根県松江市殿町 8 番地 3

島根県市町村振興センター 5F

島根県総務部総務事務センター 旅費第二係

3. 提出方法

郵送または持参により上記 2 の受付窓口に出提出してください。

4. 登録の要件

○旅行業法の規定による旅行業または旅行者代理業の登録を受けていること。

○島根県税について未納の徴収金がないこと。

○島根県内に営業所等を有していること。

○パック旅行（公共交通機関の往復乗車券等と宿泊券がセットになった商品）、鉄道、航空機、船舶、バスまたは宿泊施設の利用に必要なチケット等の手配が現に可能であること。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

5. 提出書類

○島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者登録資格審査申請書（様式第1号）

○旅行業又は旅行業者代理業に係る登録通知書の写し

○島根県税の納税証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く）

＊島根県の県民センター所長または隠岐支庁長が発行する全税目未納の徴収金

（納期限が到来しない徴収金を除く）がないことの証明書

＊申請時前3か月以内に発行されたもの（原本又は写し）

○法人にあっては登記事項証明書

＊申請時前3か月以内に発行されたもの（原本又は写し）

ただし役員名簿と合致している必要（申請者（代表者）以外）がある

○役員等名簿（様式第2号）

＊役員等（法人にあっては会社法第329条第1項に規定する役員（非常勤を含む）及び登録する県内の支店又は営業所を代表する者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事及び役員等、登録する県内の支店又は営業所を代表する者、個人にあっては当該個人、当該個人と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、登録する県内の支店又は営業所を代表する者をいう。）の氏名・生年月日を記入すること。

＊申請者（代表者）も役員等名簿に記載する必要がある

＊役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するため、島根県警察本部に対して、この名簿による照会を行いますのであらかじめご了承ください。

○返信用封筒（審査結果郵送用）

＊定型封筒（長形3号程度）に110円切手を貼付し、送付先を記入したもの

※様式第1号および様式第2号は、島根県のHPから以下によりダウンロードしてご利用ください。

検索エンジンで「島根県総務事務センター」と検索

⇒「総務事務センターホームページー島根県」にアクセス

⇒ページ下部の「旅行業者登録」から「島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱業者登録資格審査について」にアクセス

⇒「2. 提出書類」からダウンロードできます。

6. 提出書類の審査及び登録の認定

○申請書の必要事項が未記入または記入事項が不相当である場合、また添付すべき書類に不備があり審査できない場合には、申請を不受理とし、提出された申請書を返却しま

す。

この場合には申請書を訂正し、再度提出することができます。

○登録資格審査の結果については別途通知します。

定期審査分は11月末日までに、随時審査分については随時通知します。

7. 登録有効期間

定期審査分は、令和9年1月1日から令和11年12月31日まで、随時審査分は、当該審査により登録された日から令和11年12月31日までとします。

8. 注意事項等

チケット手配の詳細については「島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者登録及び旅行チケット取扱事務の概要」「島根県職員の出張に係る旅行チケット手配基準」を確認してください。

9. その他

登録資格審査申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに、「島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者登録資格審査申請書記載事項変更届」（様式第3号）を提出してください。

登録の削除を希望される場合は、希望日の1か月前までに「島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者登録廃止届」（様式第4号）を提出してください。

10. 問い合わせ先

島根県松江市殿町8番地3

島根県市町村振興センター5F

島根県総務部総務事務センター 旅費第二係

TEL (0852) 22-6187

FAX (0852) 22-6171